

お知らせ

個人番号(マイナンバー)制度導入にともない 介護保険関係の申請書類に個人番号の記入が必要となりました。

個人番号の記入が必要な申請書には、個人番号を記入してください。

しかし、個人番号が未記入であっても、申請は受け付けます。ただし、申請受理後に職員が個人番号を調べて記入させていただきます。

個人番号の記入が困難な場合は未記入で提出してください。この場合は今までの申請方法と変更はありません。

個人番号制度導入により、個人番号の記載をお願いする申請書に個人番号を記入して提出をいただく場合には、以下のとおりの取り扱いとさせていただきます。

1. 本人または同居家族（住民票上同一世帯）が窓口で申請する場合

《持ち物》

(1)本人(被保険者)の個人番号が確認できるもの

個人番号カードや個人番号通知カード、または個人番号が記載された住民票の写し。

これらの持参が困難な場合は、市で確認をします。

(2)窓口に来る方の身分証明書

個人番号カードや運転免許証などの身分証明書。

公官庁から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもの。これらが困難な場合は来所者本人の公的医療保険の被保険者証、年金手帳などの書類を2つ以上提示してください。(例：介護保険被保険者証と負担割合証等)

(3)その他の持物は、申請の種類により異なります。ご注意ください。

2. 代理人が窓口で申請する場合（同居家族でも住民票上同一世帯でない場合を含む）

《持ち物》

(1)①法定代理人の場合

戸籍謄本その他その資格を証明する書類。

②任意代理人の場合

委任状、被保険者の介護保険被保険者証（原本）や医療保険証（原本）または公官庁が被保険者本人に対して一に限り発行・発給された書類（例えば免許証など。介護保険負担割合証・負担限度額認定証なども可。いずれも原本。）

(2)窓口に来る人の身分証明書

個人番号カードや運転免許証などの身分証明書。

公官庁から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の

措置が施されているもの。(居宅介護支援専門員証等)

これらが困難な場合は来所者本人の公的医療保険の被保険者証、年金手帳などの書類を2つ以上提示してください。(例：介護保険被保険者証と負担割合証等)

(3)本人(被保険者)の個人番号が確認できるもの

個人番号カードや個人番号通知カード、または個人番号が記載された住民票の写し。これらの持参が困難な場合は、市で確認をします。

(4)その他の持物は、申請の種類により異なります。ご注意ください。

3. 代行による要介護(要支援)認定の申請の場合

指定居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターに介護認定の申請代行を依頼した場合は、本人(被保険者)の個人番号カード、通知カードまたは本人(被保険者)の個人番号が記載された住民票の写し(これらの持参が困難な場合は保険者にて確認を行います。)を代行する者に預ける必要があります。

4. 郵送で申請する場合

申請書に必要な事項を記入し、必要書類と本人確認の書類の写しを添付。

※本人確認とは、被保険者本人の確認のことです。本人の個人番号カードや本人の通知カードの写し、または本人の個人番号が記載された住民票の写しを添付してください。

5. その他

被保険者本人やそのご家族から申請書(記入済のもの)をただ単に預かって、被保険者本人の使者として申請書の提出を行う場合があります。この場合は、郵送による申請と同様に本人確認の書類を申請書に添付し、封筒に入れて提出してください。

※被保険者またはご家族は、申請書を封筒に入れ使者に預けてください。

個人番号記入が必要な申請書

- ・介護保険資格取得・異動・喪失届出書
- ・介護保険住所地特例適用・変更・終了届出書
- ・介護保険被保険者証交付申請書
- ・介護保険被保険者証等再交付申請書
- ・介護保険要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定申請書
- ・介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書
- ・介護保険サービスの種類指定変更申請書
- ・介護保険基準収入額適用申請書
- ・介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請書
- ・高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・介護保険特定負担限度額認定申請書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)※旧措置者の負担限度額と利用者負担減免の申請書を1枚としていましたが、番号法施行に伴いそれぞれの申請書となりましたのでご注意ください。
- ・介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書

《お問い合わせ先》

静岡市保健福祉局福祉部

介護保険課 給付・認定係

電話番号：054-221-1374

F A X：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp